

大阪地方最低賃金審議会総会

第 365 回本審議会議事録

1 日 時

令和 7 年 7 月 30 日（金）9 時 57 分～11 時 07 分

2 場 所

大阪合同庁舎第 4 号館 2 階 第 2 共用会議室

3 出 席 者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

上森委員、大川委員、狼谷委員、澤谷委員、清水委員、土井（沙）委員

（使用者代表委員）

北鳶委員、實松委員、柴田委員、土井（玲）委員、中村委員、平岡委員

（事務局）

高橋局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、

本多賃金指導官、福井監察監督官、藏本最低賃金係長

4 審議事項

（1）令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について

（3）令和 6 年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申附帯事項に関する取組状況報告について

（4）その他

(開会 9時57分)

中筋主任

少し時間は早いですけれども、皆様おそろいいただきましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第365回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名の17名、現在御出席ということで、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、使用者を代表する土井玲子委員におかれましては、本日、所用のため30分ほど遅れると連絡をいただいております。

続きまして、配付資料について御説明いたします。

まず、3点、会議次第、配席図と資料になってございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

資料についてですが、大阪地方最低賃金審議会第365回総会（令和7年度第3回総会）資料目次と書いております表紙に資料1から3を一まとめにしている冊子と、その下に令和6年度大阪府最低賃金の改正決定（答申附帯事項への取組について）という資料をお配りしております。

次に、パート労働報告書ナンバー12、2025年大阪労連「最低賃金」生活体験報告書、「最低賃金を引き上げるために、あなたの声を聽かせてください！」、2024年大阪必要生計費試算調査の結果の4点をお配りしておりますが、これもよろしいでしょうか。これらは大阪労連から当事務局に提出されたもので、本審議会の資料として配付させていただきました。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

衣笠会長

皆様おはようございます。非常に暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
そうしましたら、議事（1）令和7年度地域別最低賃金額の改定の目安についてに入ります。
事務局から御説明をお願いします。

柴田課長

賃金課長の柴田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和7年度地域別最低賃金額審議改定の目安についてでございますが、現在の状況について報告させていただきます。

中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会での審議でございますが、現在継続中でございます。ですから、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対しての答申がまだ行われておらず、現時点で目安額が示されていないことを御報告申し上げます。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

衣笠会長

そうしましたら、次に、議事（2）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見についてに入ります。
事務局から説明をお願いします。

中筋主任

大阪府最低賃金の改正に係る意見等について説明いたします。

最低賃金法第25条5項に基づき、本年7月14日付けで大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がありました。そのほか最低賃金に係る要請等もございます。この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろに置いておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

これから御意見、御要望を報告させていただきますが、時間の都合上、共通の内容のものについてはできるだけまとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側からの意見でございます。先ほど御案内のとおり、資料として大阪労連より提出のあったパート労働黒書ナンバー12、2025年大阪労連「最低賃金」生活体験報告書、「最低賃金を引き上げるために、あなたの声を聴かせてください！」、2024年大阪必要生計費試算調査の結果を配付させていただいております。

これらと並び、以下は先ほど御案内のとおり、例年どおりで御覧いただけますようお配架いたしておりますが、まず、資料の2ページ目、資料2-1を御覧ください。

御覧のとおり、大阪労連等から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに「大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書」の提出がございました。内容は、1、物価上昇を上回る賃上げを実現し、全ての労働者が人たるに値する生活ができるようにするため、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げ、生計費原則に基づき、早期に1,500円へ到達させること、2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、3、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正（罰則強化）の実行を政府に求めるこの3点の要望でございます。

また、同じく、「物価高騰が続く今こそ、経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を！大阪府の最低賃金、今すぐ1,500円に！！全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書」が提出されており、その概要として、直ちに最低賃金時間額を1,500円に引き上げること、全国一律最低賃金制の創設を目指すこと、最低賃金は時間額だけでなく、日額、月額も明示することなどを求めています。

これらの資料2-1と2-2を合わせまして、個人から1万439筆、団体から491筆の署名が提出されております。

また、その他7ページ目に、資料2-3として添付しております個人等からの意見書もございますので、併せて御案内といたします。

労働者側から提出された意見書、要請書は以上です。

続きまして、使用者側からの意見でございます。

資料 39 ページ、資料 2-4 は一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会长宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見として提出があったものです。内容としましては、令和2年以降のコロナ禍、令和3年秋以降の急激な燃料価格の高騰等により厳しい経営環境が続いており、昨年度に引き続き大幅に最低賃金が引き上げられた場合、中小企業・小規模事業者であるタクシー事業者は、事業継続が困難になることが想定される。慎重に審議を行い、審議に当たっては最低賃金法第9条の趣旨に斟酌するよう、強く要望するというものでございます。

意見書、要請書等に関する説明は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまから大阪府最低賃金の改正について、関係の方々から直接、意見の聴取を行います。

本日の意見聴取につきましては、7月14日の第364回総会において御了承いただきましたとおり、同日付けで意見聴取に関する公示を行った結果、4名の方からお申出をいただきました。

ただいまから意見の陳述を行っていただきます。発言時間はお一人 10 分以内ということにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

進行は事務局でお願いいたします。

中筋主任

承知いたしました。

それでは、最初に、なかまユニオン、榎谷二三代様から意見陳述をいただきます。

榎谷様、陳述台のこちらのほうまで移動していただきまして、意見陳述をお願いいたします。

榎谷陳述者

はじめまして、榎谷二三代と申します。

私、詳しいことはあまり書けないのですが、取りあえず私の職歴から皆さんに御説明申し上げます。まず、介護士で在宅ヘルパー4年、リハビリテーション病院の介護助手2年、老人保健施設 15 年以上、現在、シルバー人材センターのホームヘルパーとチラシ配りをしています。それだけの年になつてているのですけれども。

現ホームヘルパーでは、生活援助 1 時間 1,300 円、身体介助 1,500 円で、月 4 時間くらいの勤務をしています。チラシ配りは月二、三回で、1 回当たり 370 件を 3 時間くらいで配ります。1 件 7 円で 2,500 円ぐらいですが、私は原付バイクで移動しますが、ほとんどの方は歩きで、私の二、三倍時間がかかります。現実は焼け石に水状態です、皆さん。今は主人の年金収入プラス、私の少しの収入で

生活するようにしています。

まずは、我が家の家計収支からお話しします。収入、年金・手取りほか 20 万円。支出、水道光熱費 2 万円、通信費 1 万 5,000 円。これには固定電話なし、スマホ、最低限のギガでかけ放題なしということで、医療費 1 万円、月平均です。生命保険、医療保険 3 万円、この中に自動車保険も含んでおります。介護保険料、2 人で 1 万 3,000 円、住民税、所得税 3,000 円、車維持費 1 万円、固定資産税及び国民健康保険料 5 万円と、食費が 3 万円。主人が野菜を作ったり、前の年に 1 年分の、今お米が高いと言われていますけど、玄米を分けてもらっているので、今年はまだ響かずに済んでいます、我が家では。そういうところで出費を抑えております。主人の小遣い 2 万円ということで、支出合計 20 万 1,000 円、マイナス 1,000 円になります。これは衣服、雑貨費は含まれていません、この中には。

この支出は、私ができるだけ最小限の生活費に抑えてのことです。例えば電気はオール電化で、夜 11 時から朝 6 時までの時間帯に予約タイマーで洗濯機や炊飯等々を済まし、朝 6 時から 10 時までと夕方 5 時から 11 時までに電気を使用する用事を済ませるようにしています。掃除機とかそういう関係でね。とても毎日が時間に追われているようで疲れるときがあります。今も、外壁塗装に費用がかかりしたりしています、これ以外のことです。

我が家は持家ですので、家賃や管理費はかかりませんが、ところどころの補修費用は別計算になります。時々、臨時出費とかがあり、預金を切り崩しながら暮らしております。今の外壁塗装のことです。これから先の生活環境が変わり、どちらかが病気したり、亡くなることがあると、そのときに必要な経費が余分にかかったり、年金収入も減り、生活費は一段とかかる事態を想像すると、先々のことを考えて貯蓄が必要ですが、その余裕もない状態です。

私のような年になりますと、この先、パートとかを長時間できませんが、これから若い人たちのためにも、現在の最低賃金 1,114 円からの 1 日 8 時間、週 6 日、月に 24 日働いたときの総収入は 21 万 3,888 円で、数字的には我が家に比べて余るよう見えますが、家賃、交通移動費、衣服・雑貨費ほか、交際費、趣味・嗜好品費を入れると、少なく見積もっても 15 万円くらいは収入を増やして、36 万円はないと生活できないのではないか。

最低賃金が 1,500 円にしても、月 28 万 8,000 円収入です。しっかりした企業で働く人はほんの僅かで、私たちの周りのほとんどの若い人々は、パートや派遣でダブルワークもいとわずに働いています。また、家族を持つ人は、1 人の働きでは足りず共稼ぎをしなければいけなくて、パート働きで時給が上がれば、その分、働く時間を減らして家のことができるようになり、子供との会話も多く持てると思います。心の余裕もできるのではないか。

最後に、昨今の新聞でほんの 1 万円ちょっとのために強盗殺人を犯している記事を幾つか読みました。皆様も多分見ておられるとは思います。これもやはり収入の少なさも一つの原因ではないでしょうか。人々が犯罪に走らないように、最低賃金を上げるのは急務ではないでしょうか。何とぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

中筋主任

榊谷様、ありがとうございました。陳述席にお戻りください。

次に、関西共同印刷労働組合、藤井博樹様から意見陳述をいただきます。

藤井様、陳述台までお願ひいたします。

藤井陳述者

本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、大阪に本社があります印刷会社にて営業しております藤井博樹と申します。

私からは、今年初めて取り組んだ最低賃金の体験の感想と報告、そして、最低賃金の大幅引上げを求める発言をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今年初めて体験しました大阪労連の最賃体験ですが、今年の5月1日から31日までの1か月間、チャレンジしました。大阪府の最低賃金時間額は1,114円で、労働基準法で定められた月平均所定労働時間の目安である1か月173.8時間働いたとしての賃金は19万3,613円となります。この金額から租税公課を差し引いた15万3,816円、さらに家賃分として、大阪市の生活保護基準の住宅扶助費の額になります4万円を引きました残りの11万3,816円を生活費としてのチャレンジとなります。結果として、残高は1万4,096円でしたが、これは最低賃金でも生活ができたという実感よりも、最低賃金でやり通すにはどうすればよいかを考え、行動を徹底、我慢した上での結果でした。

1か月間最低賃金で生活するに当たって、どこを削るか、日々考える。例えば食事ですと、これまで1日30品目を健康的に食べるよう心がけていました。しかし、最賃生活期間中は、この1日30品目はまるで無理でした。スーパーでの買物は基本、定価では購入せず、40%オフや半額を狙うことを行なう。サラダもぜいたく。激安スーパーでのキャベツ購入になります。みじん切りにしてのキャベツミックスと半額の総菜。平日の昼食も、菓子パン1個とゼリー飲料だけにすることで税込み200円以内。取りあえず必要とするカロリーだけは取得した状態で、日々、毎日の仕事に向かう。結果として、この1か月間は同じメニューが多くなりました。同じようなメニューが続きますと、食べることへの楽しみが失われていきました。外食ももちろんゼロ回。飲みのお誘いも何度かありましたが、全てお断りいたしました。休日は外出せず、図書館で借りてきた本を読む。読書好きですので、通勤時の電車内以外の読書も苦にはなりませんでしたが、この前提も1か月間の挑戦期間を限定したチャレンジだから、来月からは元の生活に戻れるから、何とか1か月を過ごせました。

しかし、このような日々が期間限定ではなく、延々と続くとなると話は別で大変深刻な状況になります。少し考えてみました。食事以外はどうでしょうか。服や靴を新調することはできるでしょうか。厳しい話です。知人の結婚式への出席や、あるいはお葬式の参列はどうでしょうか。これもお金がかかるから無理でしょう。ましてや夏休みに旅行に行くなんて、かなりぜいたくな話になるかとも考えます。

それならば、お金がかかる実家に帰るのはどうでしょうか。帰省するのにも交通費が発生しますし、お土産なしに手ぶらで両親に会うわけにはいきません。久しぶりに会う親戚の子供たちにお小遣いを渡すこともよくある話でしょうが、これもできません。

このような生活ですと、そもそも貯金が厳しいですから、将来への不安が増します。その日、その月を何とか暮らし抜き、生き抜いていくための生活ではとても文化的な生活をしているとは思えません。

この1か月間の最低賃金生活の体験では、お金の残額ばかりが気にかかる、ストレスに思うことも多々ありました。この生活が延々と続くことは肉体的にだけでなく、精神的にも大変悪いと考えます。

それでは、最低賃金が幾らなら健康で文化的な生活ができるのでしょうか。最低賃金を今すぐ

1,500 円に、目指せ 1,700 円と考えることは、現在において、果たして高過ぎる金額でしょうか。

大阪労連はこの間、大阪府内で働く労働者 1 万人に生活実態調査、持ち物財調査のアンケートを取り組み、必要生計調査を実施しました。今回、資料提供させていただき、お手元にもございますが、2024 年の調査の結果、大阪市に住む 25 歳の独り暮らしで普通に暮らすために必要な金額は月額 27 万 4,021 円、時間額で 1,827 円であることが分かりました。

最賃アンケートでは、多くの声が寄せられました。この場では 2 つ御紹介します。

物価高なのに、賃金は低いまま。コンビニでおにぎり 1 個を買うことすらためらってしまうこともある。60 歳を過ぎて、同じ仕事でも賃金が減った。若者だけでなく、再雇用者の賃金底支えという意味でも、最低賃金の大幅引上げを望みます。いずれも大変切実な声です。

現在の大阪府の最低賃金 1,114 円では生活が苦しく、大幅な引上げが必要です。最低賃金を今すぐ 1,500 円には待たない話であると考えます。この最低賃金水準で働く人は、2009 年には 7.5% を占めていたのに対し、その後の 10 年間で倍増し、何と 2020 年には 14.2% を占めています。労働者において、最低賃金水準で働く方々は増えつつあります。最低賃金が低いから、1 つの仕事だけでなく、ダブルワーク、さらにはトリプルワークと労働を重ねる。これでは身も心も壊れてしまいます。

このような状況の中、全国の自治体を見ますと、最低賃金を引き上げるため、自治体独自の中小企業支援が行われています。例えば岩手県では、1 時間当たり 60 円以上の賃上げを行った中小企業などを対象に従業員 1 人当たり 6 万円、最大 50 人分を支給しています。徳島県では、930 円未満の賃金を 980 円以上に引き上げた中小企業に対し、1 人当たり 5 万円を支給しています。

その一方、中小企業と共に発展してきた我がまち大阪ですが、残念なことに大阪府には賃上げの直接支援がまだありません。寂しい話です。中小企業への支援で労働者の賃上げを行うことで労働者の懐が温まり、内需が拡大する。これが景気回復につながり、中小企業も元気になる。賃上げ効果が、まさに二重、三重と広がる好循環になります。最低賃金生活では全く見えなかつた展望も少しは見えてくるのでは、開けてくるのではないかでしょうか。何とぞ御検討のほどよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

中筋主任

藤井様、ありがとうございました。

陳述席にお戻りいただきまして、次に、自治労羽曳野病院労働組合、宗長芳美様から意見陳述をいただきます。

宗長様、どうぞお願ひいたします。

宗長陳述者

本日は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。自治労羽曳野病院労働組合の宗長芳美です。

パートタイマーで看護助手をしています。病院では、患者さんの体を拭いたり、入浴、排せつ、食事の介助や患者の見守り、付添い、入院の準備、退院後の片づけのほかに環境整備などもこなしています。

病院のほかに、藤井寺の高齢介護施設で夜勤のダブルワークをしています。今朝も 8 時まで夜勤をしてきました。夜勤中に仮眠時間はありますが、利用者さんの行動に注意を払っているので、耳はしっかり起きています。今日の夜勤では仮眠できなかつたので、今ちょっと眠たいです。

看護助手も同僚にダブルワークをしている人は多いです。障害者施設や整骨院で働いている人もいます。病院の仕事だけでは収入が足りず、自分の時間や睡眠時間を削っても、それでも生活の維持は大変です。光熱費の値上がりもありますが、車社会の南河内では、ガソリン代がこたえます。ガソリン代が上がっても、通勤交通費は固定なので、自転車通勤に変更した人もいます。暑いさなか、病院の坂を自転車でこいで上がる姿を見かけると、熱中症が心配になります。

私たちの仕事は肉体労働です。腰が痛くなったり、肩が痛くて上がらないので、整体で体をほぐしても節約してしまっているのが現実です。組合員と話をしていると、仕事で疲れて、休みの日は家にいる。出かける気力が出ない。子供にお金がかかるから、自分の服は買っていない。趣味のカラオケやジムに行くのを控えている。外食をしなくなった。映画館に行かず、サブスクで見ているなど、僅かな楽しみもなくなってきたという声を聞くようになりました。お昼と一緒に食べている方のお弁当からおかずがなくなってしまい、サラダとおにぎりで済ますといったつましい節約を目にしたこともあります。

それでも私たちの仕事は病院になくてはならないし、私たちなしで病棟は回りません。入浴介助が休みなしに続くと、熱中症がとても怖くなりますし、患者さんから暴言を吐かれ、殴られたり、触られたり、抱きつかれたりしたら、もうセクハラやんって嫌になることもあります。それでも患者さんから、いつもありがとうございます、あんたに元気もらうわ、あんたの顔見たら安心するわと言ってもらえたなら、私たちが患者さんと病院を支えているのだと実感します。

私は、病院で働いてもうすぐ 13 年になります。ずっとパートタイマーの看護助手です。定期昇給はありません。入職したての看護助手に仕事を教えていますが、時給は私と全く一緒です。正職員と変わらない仕事をしている自信はありますが、賞与は支給率も、金額も全く違います。時給が高い早朝勤務をして、ダブルワークの給与を足すと、正職員と同じくらいの収入になりますが、労働時間が全く違います。

病院経営が苦しくなる中で、私たちの時給を上げる交渉では、最低賃金が幾ら上がったかが重要な根拠になります。医師や看護師の人手不足は話題になりますが、看護補助者にもっと注目してほしいです。看護助手は募集しても集まりません。介護職員と資格が同じで、高齢介護に人材が流れてしまっています。それに汚い、きついイメージと、賃金が見合っていないと感じます。

昨年、看護補助者の処遇改善によるやく補助金が出ましたが、最低賃金に近い無資格者は対象になりました。最低賃金が上がらないと賃上げがされない医療従事者がいることを忘れないでほしいです。私たちが身を粉にしなくても生活ができるように、最低賃金の大幅な引上げを求めます。

以上です。ありがとうございました。

中筋主任

宗長様、ありがとうございました。

続きまして、大阪府中小企業団体中央会副会長、吉田順年様から意見陳述をいただきます。

吉田様、お願ひいたします。

吉田陳述者

大阪府中小企業団体中央会で副会長を務めております吉田でございます。

この大阪地方最低賃金審議会の場で意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

中小企業・小規模事業者を支援する団体の立場から、また中小企業経営者としての立場から、審議会での調査審議に関し、2点ほど意見を述べさせていただきます。

1つ目は、審議会での調査審議に当たっては、大阪の中小企業・小規模事業者の現状を十分に踏まえたものにしていただきたいということです。東京商工リサーチの調べによると、昨年度の企業倒産件数は、全国で11年ぶりに1万件を超え、倒産発生率は0.19%で、前年より上昇をいたしました。また、大阪府の倒産件数は1,348件、倒産率0.35%という数字は全国ワースト1位であります。

また、アメリカの関税措置による受注減など、今後の中小企業・小規模事業者の経営にも影響があるということを懸念されているところであります。

このような状況を踏まえますと、今年度の最低賃金の審議においては、物価高や人手不足の現状から、最低賃金の一定の引上げが必要なことはよく理解をいたしますが、ここ数年の大幅な引上げによって中小企業・小規模事業者の事業活動に大きな影響が出ていることも十分に考慮いただいた上で、慎重に調査審議を行っていただきたいと考えるところであります。

去る6月13日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025、以下、骨太の方針と申しますが、そこでは最低賃金については適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施する。政府として、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に定める、そのように記載をされております。

2020年代に全国平均1,500円という高い目標を大阪の最低賃金額に当てはめて計算いたしますと、全国の1,114円から5年間で386円、毎年77円、約7%の引上げが必要ということになります。7%の引上げは、中小企業・小規模事業者の今の経営環境を考えるのであれば、私ども中小企業団体中央会としては現実的ではないと考えてございます。

私ども中央会が毎月実施しております中小企業・小規模事業者の様々な業界を対象とした景況調査では、最低賃金の改定が経営を圧迫している。また、3%以上の賃上げは現実的でない。さらに、最低賃金の改定で人件費が全体、大幅に増加をしているなど、ここ数年の最低賃金の大幅増で経営環境が悪化している状況となっている、そういう声が多く届いております。

御承知のとおり、我が国の企業数の実に99%以上が中小企業であると同時に、労働者の7割を中小企業が雇用しており、地域雇用の担い手として多くの役割を担っておりますが、最低賃金の大幅な上昇は、労働分配率が高い中小企業では人を雇うこと自体が相当なコストとなっていき、地域の雇用の担い手としての役割を果たせなくなっていくのではないかと危惧するところであります。

昨年も私、この場で申し上げましたが、経済成長において、卵が先か、鶏が先かの議論があります。卵を労働者の購買力、鶏を中小企業の稼ぐ力と仮にするなら、我々は卵を産み育てる鶏が先でなければならないという立場であります。骨太方針に記載されている中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の様々な取組が着実に実行され、その効果が十分に出てきたという環境が整ってから、最低賃金は引き上げられるべきと考えております。

繰り返しになりますが、今年度の最低賃金の審議は、ここ数年の大幅な引上げによって多くの中小企業・小規模事業者の事業活動に影響が出ていることを考慮していただき、慎重に調査審議を行っていただきたいと考えております。

そして、2つ目でありますが、昨年の本審議会でも意見を述べさせていただきました最低賃金の発

効日についてであります。御承知のとおり、最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め、強制力を持って適用されるものであります。ここ数年の大幅な最低賃金の引上げは、対象となる労働者だけでなく、企業の賃金体系全体の見直しにもつながってきており、中小企業・小規模事業者では、大幅な最低賃金引上げによる人件費の増大が経営にとって大きな負担となっております。

私ども中央会の会員である多くの中小企業・小規模事業者からは、その準備期間が短い、また、引上げ原資確保の資金調達が負担になっている、さらには、年度途中においては、最低賃金引上げに伴う価格転嫁が容易ではないといった声が上がっておりました。改定決定から2か月余りでの対応には限界があるということ、またパート従業員の年末にかけての就労調整の早期化、これを招く原因になつていてるという状況を御理解いただきたいと思います。

このような状況からしますと、改定最低賃金額の発効日については、中小企業・小規模事業者が十分な準備期間を確保できるように翌年の4月にする、または大企業の6か月後を目安に発効日としていただくなど、現行の発効プロセスを見直す必要があると考えております。

改定最低賃金の発効日の在り方については、昨年の本審議会答申に記載されておりますように、現行制度の枠組みでは地方審議会では結論を出すことは難しく、中央審議会で議論すべきもの、そうであると私も考えておりまして、全国中央会として、厚生労働省の労働政策審議会の場で、また大阪府中央会としては大阪版政労使会議の場で意見を申し上げてまいりました。しかしながら、厚生労働省の見解としては、発効日については地方議会で議論いただきたいということであります。

去る7月17日に高橋大阪労働局長から本審議会に、大阪府最低賃金の改正決定について諮問がありました。諮問文には、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版に配慮した審議をお願いすると書かれております。その実行計画 2025 改訂版の関係部分には、デフレ時代に固定化された官側の制度の抜本見直しによる我が国インフレへの対応力の強化を進めるとの記載をされております。

昭和53年に開始されました目安額に基づく地域別最低賃金審議、発効という制度は既に47年を経過しております。この間に社会経済情勢や企業の事業活動状況は変化しておりますので、現在の情勢に見合った制度なのかを検証する必要があります。

また、ここ数年の政府の最低賃金を大幅に引き上げるという方針に配意をするのであれば、現行制度では無理があるのではないか。とりわけ改定最低賃金額の発効日に関しては、決定、公示から30日間で効力発生という流れ、この流れは、大幅な引上げが続く現状の下では、中小企業・小規模事業者が準備する期間としてはあまりにも短いと考えております。

つきましては、本審議会におかれましては、デフレ時代より以前に固定化されている現行の最低賃金額の発効日プロセスに関し、現状における課題や在り方について、十分かつ適切な審議を行った上で、中小企業・小規模事業者が十分に対応可能な大阪モデルとしての発効日を決定していただき、全国に向けた発信をぜひともお願いしたいと、このように考えているところであります。

私からは以上です。御清聴ありがとうございました。

中筋主任

吉田様、ありがとうございました。

意見陳述は以上となります。

それでは、会長、以降の進行をよろしくお願ひいたします。

衣笠会長

ただいま4名の方から御意見を頂戴いたしましたが、御意見の内容につきまして御質問等ございましょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

衣笠会長

ありがとうございます。

では、意見陳述をいただきました皆様、本日は貴重な御意見をどうもありがとうございました。

また、大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様方におかれましては、ただいまの御意見につきまして、十分御留意の上で御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

意見陳述者の方及び随行の方で御退室なさる方は、ここで御退席いただいても結構です。どうもありがとうございました。

それでは、次に、議事（3）令和6年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申の附帯事項に関する取組状況報告についてに移りたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

柴田課長

それでは、事務局から令和6年8月1日付け大阪府最低賃金答申の際に御要望いただきました附帯事項について、取組状況を報告いたします。

資料の4番を御覧ください。

まず、1ページから2ページに記載しておりますとおり、附帯事項は政府へ要望するもの、大阪労働局へ要望するものがございます。

まず、政府の要望に対する取組について報告いたします。

2ページを御覧ください。

政府への要望①でございます。

（1）の業務改善助成金につきましては、申請期間と賃金引上げ期間について、令和7年4月1日より複数の期間を設定するなどの見直しを実施しております。

（2）のキャリアアップ助成金につきましては、令和7年4月1日より、賃金規定等改定コースの賃上げ率の新たな区分を設定。昇給制度を新たに設けた場合の加算措置が創設されております。

また、年収の壁への対応といいたしまして、令和7年7月1日より、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件を見直すとともに、助成額を拡充しました新たな短時間労働者労働時間延長支援コース、これを新設しております。

次に、3ページを御覧ください。

政府への要望②でございます。

こここの2番、令和6年度補正予算による各種補助金の拡充でございますが、生産性向上支援の拡充におきましては、最低賃金近傍の事業者に対する支援として、ものづくり補助金やIT導入補助金の

補助率の引上げ、補助上限、枠、要件見直しなどを実施しております。

省力化投資支援の運用改善でございますが、中小企業省力化投資補助金においては、業務プロセスの自動化・高度化、ロボット生産のプロセスの改善、デジタルトランスフォーメーションなど、中小企業などの個別の現場の設備や事業内容などに合わせた設備導入、システム構築などの多様な省力化投資を促進する一般型を新設しております。

次に、その下の政府への要望③でございます。

1番、経済産業省（中小企業庁）でございますが、令和6年度補正予算では、生活性向上支援の拡充として、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金などに3,400億円の補正予算を計上しております。

また、省力化投資支援の運用改善としまして、中小企業省力化投資補助金に既存の基金3,000億円規模を活用しております。

その下、2番の厚生労働省でございますが、令和6年度補正予算では、最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金に297億円の補正予算を計上しております。

次に、4ページを御覧ください。

政府への要望④でございます。

1番の経済産業省（中小企業庁）の取組でございますが、下請法で禁止する買いたたきの解釈を明確にするため、下請中小企業振興法振興基準が令和6年11月1日に改正されております。令和6年11月15日には、関係事業者団体約1,700団体に対しまして、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による文書をもって下請代金支払等の適性化、適正な価格転嫁の実現に向けた取組の要請を実施しています。

また、国、地方公共団体に対しまして新たな契約の基本方針を定め、迅速かつ適切な価格交渉、転嫁などの要請を行っております。

その下、2番の公正取引委員会の取組でございます。

こちらにつきましては、令和6年12月16日には令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果の公表、令和7年3月14日はその特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表を行っております。

また、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律、これが令和7年5月16日に成立しています。

3番の厚生労働省の取組でございますが、1月から3月までの転嫁対策に向けた集中取組期間におきまして、最低賃金の遵守のための指導と併せて、賃金引上げや転嫁対策関連施策の周知を実施しています。

下請中小事業所から下請たたきに関する情報を把握した場合、中小事業者等取引公正化推進アクションプラン、このリーフレットを配布しまして、下請かけこみ寺を紹介しております。

その下、政府への要望⑤でございますが、先ほども説明しましたが、キャリアアップ助成金では、年収の壁への対応といいたしまして新たな短時間労働者労働時間延長支援コースを令和7年7月1日に新設しております。

次に、5ページを御覧ください。

5ページからは、大阪労働局への要望に対する取組となっております。

まずは、取組の実施計画を5ページにお示ししております。大阪労働局への要望⑥に基づく実施計

画として策定しています。

次に、6ページを御覧ください。

大阪労働局への要望①でございます。

1番の周知・広報の取組でございますが、周知・広報は従来からできるだけ多くの大阪府民に知つていただきますよう、大阪府内全自治体の広報誌への掲載を依頼するほか、マスメディアの活用、包括連携協定を結んだ金融機関を通じた周知など、様々な媒体や機会を活用して積極的に取り組みました。

(1) としまして、ポスター、リーフレットによる周知でございますが、大阪府最低賃金のリーフレット、ポスター、これは約1,900の機関、団体、事業場へ配付し、周知を図っています。

その下の(2) 大阪府内の全市町村に掲載を依頼、ここにございますが、これは全ての市町村にて掲載をされております。

次に、7ページを御覧いただけますでしょうか。

ここ(3)から(6)まで、ここにつきましては関係機関、金融機関、それから公共交通機関、こういったところに対しての取組、これを記載しているところでございます。

次に、8ページを御覧ください。

真ん中、(7)マスメディア等を通じた取組でございます。大阪労働局ユーチュープチャンネル、大阪労働局労働基準部公式X、こういったものによる情報発信、こういったものも積極的に行っております。

続きまして、次、9ページを御覧いただけますでしょうか。

真ん中の2番、履行確保の取組でございます。令和6年度までの最低賃金重点監督の件数と違反率の推移を掲載しております。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組についてに基づく最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備、これを行うため、1月から3月までを集中取組期間といたしまして、大阪府内の全労働基準監督署において最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督を実施しております。

その下、3番、検証と課題、今後の取組でございます。

今後も関係機関と連携し、中小・小規模事業者等が利用することが見込まれる場所でのポスター掲出、リーフレットの配架など、様々な媒体や機会を捉え、最低賃金などの周知・広報に取り組んでまいります。

また、最低賃金の重点監督の結果、前年度より0.9ポイント違反率は減少しておりますが、しかし、それでも一定数の違反事業場、これが存在することには変わりございませんので、引き続き履行確保のための監督指導は徹底してまいります。

次に、10ページを御覧ください。

大阪労働局への要望②でございます。

1番、令和6年9月、最低賃金周知・支援月間の取組を実施でございます。令和6年度におきましても、9月を最低賃金周知月間としまして、その取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組といたしましてプレスリリースするとともに、労使団体をはじめ自治体や支援機関など、中小企業と関わりの深い機関に対し、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。

11ページを御覧ください。

(10)のところでございますが、今年度につきましては新たな取組といたしまして、助成金センタ

一と連携をして、助成金の支給決定通知書に大阪労働局版リーフレット、これを同封した取組を行いました。

そのページの下の4番、支援策活用状況でございますが、（1）の厚生労働省関連について、令和4年度から令和6年度の活用状況を記載しております。申請件数は前年度より全体的に増加しているという傾向が見られます。

次に、12ページを御覧ください。

業務改善助成金のアンケート結果を記載しております。上のグラフは、業務改善助成金を知ったきっかけは何かの回答になっております。厚生労働省関連では、ホームページやユーチューブ動画、労働基準監督署、ハローワーク、働き方改革推進支援資金・相談センターの合計割合、これが32.9%となっておりまして、昨年度、前年度の30.0%より2.9%増加しております。

また、下のグラフはこの助成金を利用することで生産性向上に役立ちましたかの回答では、「大変役に立った」が前年度の89.7%から92.8%へ、3.1%増えている状況が見てとれます。

次に、13ページを御覧いただけますでしょうか。

一番上のところです。（2）経済産業省関連の採択件数を記入しております。経済産業省関連の中 小企業省力化投資補助金でございますが、この補助金はカタログ注文型と一般型の2種類がございます。四角の一番下のところでございます。令和6年度はカタログ型のみを実施いたしまして、令和7年度はカタログ注文型と一般型、2つを実施しています。ただ、カタログ型につきましては、制度開始以降、採択は公表されておりませんので、ここの令和6年度の採択件数のところは未公表となっております。

また、一般型は採択者を公表することとなっており、第1回公募分の採択につきましては、本年6月16日に公表されております。

次に、その真ん中辺りですね。6番、検証と課題、今後の取組でございます。

違反率の減少、厚生労働省関連の助成金の利用率の増加、業務改善助成金アンケートの結果などにより、一定の周知・広報の成果が出ているとは考えておりますが、引き続き賃上げ支援助成金パッケージなどによる積極的な周知を図っていきたいと考えております。

また、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、よろず支援拠点などの関係団体、関係省庁といったところと連携をいたしまして、横断的な事業主支援の周知を図ってまいります。

次に、その下、大阪労働局への要望の③でございます。

配慮要請といたしまして、10月1日に厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長宛てに委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める行政文書が発出されております。大阪府内の政令指定都市以外の各自治体には、大阪労働局長と知事連名で12月9日、国在阪行政機関には労働基準部長名で12月2日にそれぞれ要請を行っております。

今年度は従来の要請に加えまして、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たりましては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨を考慮するよう、要請しています。

14ページを御覧ください。

真ん中辺りにございます大阪労働局への要望の④でございます。

1番、関係省庁との連携の（1）下請かけこみ寺事業、中小企業庁のところでございますが、全国中小企業振興機関協会が開催した下請かけこみ寺事業に係る近畿ブロック情報連絡会議に令和6年1

2月に出席し、連携を図っています。

また、最低賃金引上げに向けた支援制度について、意見交換を行いました。

(2) のよろず支援拠点では、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、厚生労働省の働き方改革推進支援センターや業務改善助成金など案内しております。

その下の2番、労働基準監督署における取組といたしましては、(1) 労働基準関係法令違反が認められた事業主で違反の背景に下請法第4条違反、独占禁止法第19条違反のおそれがある場合は、公正取引委員会または中小企業庁に通報し、違反の背景に元請による建設業法、いわゆる下請たたき違反のおそれがある場合は国土交通省に通報することとなっております。

次、15ページでございますが、そのまた、(2) 上のところでございます。労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる事案につきましては公正取引委員会、中小企業庁または国土交通省へ通報することとなっております。

その下、3番、検証と課題、今後の取組でございますが、所轄官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されておりませんので、引き続き連携を行い、最低賃金法違反などの背景を見極め、所轄官庁への通報を確実に行ってまいります。

最後になりますが、大阪労働局への要望の⑤としましては、現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が取られるように取組をしております。

大阪労働局への要望の⑥でございますが、ただいま説明いたしました5項目の取組状況を検証し、本総会で報告させていただくこととなっております。これらの取組につきましては、引き続き積極的に進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは、令和6年度大阪府最低賃金の改正決定答申附帯事項への取組についてこれまでの取組状況の報告は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

以上の御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

衣笠会長

ないようでしたら、議事(4)に移りたいと思います。ありがとうございます。

では、議事(4)その他に入ります。

大阪地方最低賃金審議会では、大阪府最低賃金専門部会の効率的な審議を行うため、目安が出る前から調査審議を始めるという専門部会の審議に関する了解事項によりまして、7月25日金曜日に第1回目、そして28日月曜日に第2回目を開催いたしました。

今後の大府最低賃金専門部会の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

中筋主任

それでは、今後の日程について御説明をいたします。

資料3、令和7年度大阪府最低賃金の審議の進め方には今後の予定を記載しておりますが、一部変更があることについて御了承願います。

大阪府最低賃金専門部会については、本日開催予定だった第3回専門部会は開催しないこととなりましたので、第3回目を8月4日月曜日午前9時半から、第4回目を8月5日火曜日午前9時半から、場所は第2号館、9階、遠隔審理室で開催することとしております。

また、予備日として、第5回目を8月6日水曜日午前9時半から、場所は第2号館、9階、共用B会議室で開催する予定としております。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

衣笠会長

特になければ、次回の総会の予定につきまして、事務局から御説明をお願いします。

中筋主任

次回の総会は8月6日水曜日午後1時半から、本日と同じ大阪地方合同庁舎第4号館、2階、第2共用会議室で行う予定としておりますが、審議の状況によりましては開催日時及び会場を変更する場合がございます。その場合、委員の皆様方には改めて連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

衣笠会長

委員の皆様方、次回もどうぞよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 11時07分)

なお、本部会中、計18名の出席を事務局にて確認した。